

第12回 制度設計専門会合事務局提出資料

~「ガスの小売営業に関する指針(案)」の概要について~

平成28年11月1日(火)



ガスの小売営業に関する指針(案)で整備する項目の目次

- 1. 需要家への適切な情報提供
- (1) 一般的な情報提供
- (2)契約に先だって行う説明や書面交付
- 2. 営業・契約形態の適正化
 - (1)ガス事業法上許容されない営業・契約形態
 - (2)ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理
 - (3)ガス小売事業者のワンタッチ供給
 - (4) ガス小売事業者による業務委託
- 3. 契約内容の適正化
- (1)不明確なガス料金の算出方法
- (2)小売供給契約の解除
- (3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当 解説】 に安い価格での小売供給

- 4. 苦情・問合わせへの対応の適正化
 - (1) 苦情・問合わせへの対応
 - (2)災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応
- 5. 契約の解除手続等の適正化
- (1) 需要家からの契約解除時の手続
- (2) ガス小売事業者からの契約解除時の手続
- (3)ガス小売事業者による供給停止時の手続
- (4) ガス導管事業者による託送供給契約解除 時の手続

【参考:供給条件の説明義務・書面交付義務の

1. 需要家への適切な情報提供(1) 一般的な情報提供(1)

本資料では今回の専門会合での 主な追加・変更箇所を**赤字**で記載している

項目	規定の概要
ア. 問題となる行為 i)料金請求の根拠を示さないこ と	料金請求の根拠となる ガス使用量等の情報 を、請求書への記載やウェブサイトでの閲覧を可能とすることなどの方法により需要家に示さないことを「問題となる行為」と位置付ける。
ii)需要家の誤解を招く情報提供 供 ※第11回本専門会合資料7(ガスの適正取引ガイドライン)P.9の記載にあわせて具体的な情報 提供の例を修正	「当社のガスの供給は支障が生じにくい」、「当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる」など、 誤解を招く情報提供で自 己のサービスに誘導しようとすること を「問題となる行為」と位置付ける。
イ. 望ましい行為 i) 標準メニューの公表	一般消費者向けの「標準メニュー」を公表することを「望ましい行為」と位置付ける。なお、期間限定の割引料金を適用するなど、公表されている料金メニュー以外の供給条件で契約を締結することを否定するものではない。
ii)平均的な月額料金例の公 表	平均的なガス使用量における月額料金を例示することを「望ましい 行為」と位置付ける。

(1) 一般的な情報提供②

項目	規定の概要
iii)価格比較サイト等におけるガス小売事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正等	ガス小売事業者等以外の第三者が小売供給に関する情報提供を 価格比較サイトなどで行う際、需要家の誤解を招くなど問題になり得 る情報提供が行われていることをガス小売事業者が把握した場合に は、速やかに 当該情報の訂正を働きかけること を「望ましい行為」とし、 かかる状態を不当に放置することを「問題となる行為」と位置付ける。
iv) ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記	ガス小売事業者が締結する個別の小売供給契約において、ガス小売事業者がガス導管事業者に対して託送供給約款に基づき支払った導管その他の設備に関する工事費等を当該小売供給に係る料金に含めて回収する場合において、ガス小売事業者は、ガス料金の透明性の確保の観点から、需要家への請求書、領収書等に当該工事費等の相当額を記載することを「望ましい行為」と位置づける。
v)業務改善命令を受けた事実 の公表	ガス小売事業者が業務改善命令を受けた場合、その事実を需要家が把握できるようにすることが需要家保護の観点から適当であるため、ガス小売事業者自身がその事実を公表することを「望ましい行為」と位置づける(原則として、経済産業省もホームページ等においてその事実を公表する)。

(2)契約に先だって行う説明や書面交付①

項目	規定の概要
ア. 問題となる行為 i)供給条件の説明義務、書面 交付義務の不遵守	改正ガス事業法下における供給条件の説明義務・書面交付義務 を遵守しないことが「問題となる行為」となる旨規定する。
ii)セット販売時の必要な説明・書 面記載の欠如	ガスと他の商品のセット販売を行う場合の料金、割引条件等の説 明の在り方について規定する。
イ. 望ましい行為 i) スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明	需要家がスイッチングをする際、切替え先のガス小売事業者が、旧小売供給契約の解除が必要となること及び旧小売供給契約上の解除条件によっては、需要家が解除することにより 違約金の発生等、需要家の負担が生じる可能性があることを説明すること を、「望ましい行為」として位置付ける。また、他のエネルギーから都市ガスへエネルギー源を切替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性があるところ、こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先のガス小売事業者が需要家に対して、上記同様の説明に加え、旧契約上の解除の条件によっては、一定期間前に旧事業者に対して解除通知する必要が生じる可能性がある旨説明することを、「望ましい行為」として位置付ける。

(2)契約に先だって行う説明や書面交付②

項目	規定の概要
ii)需要家代理モデルにおける説明等	ガス事業法上許容されている需要家代理モデルについて、 代理事 業者が、供給条件の説明等を適切に行うべきこと を「望ましい行 為」と位置づける。
iii)セット販売における解除の条件の説明等	 ・セット販売を新規に行う場合、各契約の契約期間を同じに設定することや、各契約のうち最も長期の契約期間の満了時にはセット販売に係る複数の契約を違約金等の負担なく同時に解除できるようにすることを「望ましい行為」と位置づける。 ・セット販売において、複数契約の契約更新時期が重なり合わない事例において、複数契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することを適切に説明することを「望ましい行為」と位置づける。

(2)契約に先だって行う説明や書面交付③

項目	規定の概要
iv)需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明	 ガス小売事業者等が、小売供給契約を締結する際及び需要家から小売供給契約についてクーリング・オフの通知を受けた際、「需要家がクーリングオフをした場合やガス小売事業者から契約を解除された場合などには需要家が無契約状態となり、ガスの供給が停止されるおそれがあること、そのため他のガス小売事業者と契約するなどする必要があること」を需要家に対して説明することを「望ましい行為」と位置づける。 クーリング・オフやガス小売事業者からの契約解除などにより無契約状態となった需要家から申込みを受けたガス小売事業者等が、無契約状態でのガスの使用(※)を解消するため、需要家に対し、「無契約状態を解消するためには、クーリング・オフ行使日等、無契約状態でのガスの使用を開始した日から小売供給契約締結日までの期間について、自己との小売供給契約の効力を遡らせるか、最終保障約款・経過措置約款による供給を受けたとするかのどちらかを選択する必要がある」旨説明することを「望ましい行為」と位置づける。なお、ガス小売事業者が、需要家の虚偽申告を助長するような行為を行うことは「問題となる行為」と位置付ける。 ※クーリング・オフ後のガスの使用のほか、小売供給契約が解除されたものの、(通常であればガス小売事業者により供給停止(閉栓)がされるはずのところ事実上それがされなかったために)需要家が他のガス小売事業者と小売供給契約を締結する等せずにガスの供給を受けている場合などが想定される。

[※]上記整理は前回専門会合において「需要家からのケーリング・オフについての適切な対応」のうち「望ましい行為」として整理したものであるが、ケーリング・オフ対象契約に限らず一般的にガス小売事業者等が契約締結に先立って説明することが求められる内容であるため本項目にて記載。なお書きについては、電力の小売営業に関する指針でも同様の記載をしている。

- 2. 営業・契約形態の適正化
 - (1) ガス事業法上許容されない営業・契約形態
 - (2) ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理①

項目	規定の概要
(1)ア.一括受ガスについて	電気事業法と異なり、マンションやオフィスビル等における一括受ガス (高圧・中圧・低圧いずれも)がガス事業法上許容されないことを 記載する。
(2) ア. ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理のガス事業法上の位置づけ	ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理がガス事業法上許容されていることについて確認的に記載する。

2. ガス小売事業者の営業・契約形態の適正化(2)ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理②

項目	規定の概要
イ. 問題となる行為 i)代理業者等を利用する場合 の営業活動の在り方	ガス小売事業者が、媒介・取次・代理業者に対し、需要家への説明 義務等を果たすなど適切な営業活動を行うよう指示・監督しなかった 結果として、媒介・取次・代理業者が説明義務等に違反した場合を 「問題となる行為」と位置づける。
ii)代理業者等の営業活動の在 り方	媒介・取次・代理業者によるテレビCM、WEB広告、チラシ等の記載等において、代理店等が「自社のガスを供給している」旨の虚偽の表示等を行うことを「問題となる行為」と位置付ける。
iii)取次ぎを行う際に遵守すべき 事項 ※取次ぎを行う場合でも託送供給契約の締結主 体は取次業者とはならないことを確認的に明示 (電力の小売営業に関する指針でも同様の記 載をしている)	取次ぎを行う場合においてガス小売事業者や取次業者が以下の事項を遵守していないことを「問題となる行為」と位置付ける。 ・ガス小売事業者又は卸売事業者による託送供給契約の締結・取次業者の説明義務・書面交付義務・ガス小売事業者の供給力確保義務、苦情等処理義務・順次取次ぎ及び需要家側の取次ぎの禁止・ガス小売事業者が措置すべき需要家保護策
ウ. 望ましい行為	ガス小売事業者の代理店である等と詐称する事例が想定されることから、各ガス小売事業者が、業務提携先である媒介・取次・代理業 者を自社ホームページ等において分かりやすく公表することを「望ましい行為」として位置づける。

2. ガス小売事業者の営業・契約形態の適正化

- (3) ワンタッチ供給について
- (4) ガス小売事業者による業務委託

項目	規定の概要
(3)ワンタッチ供給の取扱い	従前中圧を中心に行われてきたワンタッチ供給について、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、小売供給契約の解除の際に、卸売事業者をの間の卸供給契約を解除することを不当に怠ることは、スイッチングを阻害する行為であるため「問題となる行為」と位置づける。※ワンタッチ供給とは、ガス小売事業者が需要場所において他の事業者からガスの卸供給を受け、当該需要場所において当該ガスによる小売供給を行うことをいう。
(4)ガス小売事業者による業務委託 務委託 ※業務委託を行う場合でもガスの供給主体や託送 供給契約の締結主体は受託者とはならないこと を確認的に明示(電力の小売営業に関する指 針でも同様の記載をしている)	供給力の確保や需要家からの苦情・問合せ対応、同時同量制度への対応、消費機器調査など、ガス小売事業者が行うべき業務について、当該ガス小売事業者の責任において他の事業者へ業務委託をすることが認められることを規定するとともに、業務委託をする場合であっても、①需要家に対するガスの供給はガス小売事業者自らが行うこと、②ガス小売事業者又は卸売事業者が自ら託送供給契約を締結することを遵守しないことを「問題となる行為」と位置付ける。

3. 契約内容の適正化①

項目	規定の概要
(1) 不明確なガス料金の算出方法	需要家が料金水準の適切性を判断しやすいよう、ガス料金の 算出方 法を明確に定めないこと (「当社が毎月末に請求する額」や「時価」とするなど)を「問題となる行為」と位置付ける。
(2) 小売供給契約の解除ア. 問題となる行為	以下の行為を「問題となる行為」と位置づける。 i)解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること (例)①解除を一切許容しない期間を設定すること ②不当に高額の違約金等を設定すること ③自動更新付き契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間に設定するなどによって、需要家が更新を不要と考えた場合に、容易に更新を拒否することができないような契約条項を設けること ii)解除を著しく制約する行為をすること (例)①解除の申出や、自動更新を拒否する申出に応じないこと(コールセンターに電話しても担当者につながないなど速やかに対応しないことを含む。) ②解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないこと

3. 契約内容の適正化②

項目	規定の概要
(2)小売供給契約の解除 イ.望ましい行為	解除に伴い発生する違約金等について、 転居先が解除申出時点に おいて当該ガス小売事業者と小売供給契約を締結できない場所で ある場合に、違約金等を負担することなく解約できるよう措置することを「望ましい行為」と位置付ける。
(3)競合相手を市場から退出 させる目的での不当に安い 価格での小売供給	競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給は、全てのガス小売事業者にとって「問題となる行為」と位置付ける。 ※「不当に安い価格」の具体的水準については、個別に判断されるものと整理。

4. 苦情・問合せへの対応の適正化

項目	規定の概要
(1) 苦情・問合せへの対応に 関し問題となる行為	改正ガス事業法下において、ガス小売事業者は、需要家からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理しなければならないとされていることを記載する。苦情・問合せの連絡先は、契約時の説明のほか、ホームページ等でも確認できるようにすることが求められる旨も記載する。
(2) 災害等によりガスの供給に 生じた支障に関する問合 せ対応 ア. 問題となる行為	原因が不明なガスの供給の支障への対応について、 ガス小売事業者 が問合せに応じないこと(需要家の相談に乗らない、導管事業者の 連絡先を需要家に伝えないなど) を「問題となる行為」と位置付ける。
イ. 望ましい行為 i) 導管要因であることが明ら かな供給支障への適切な 対応	導管の破損など、導管要因で供給に支障が生じていることが明らかな場合には、 導管事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、ガス小売事業者が需要家への問い合わせに対応すること を、「望ましい行為」と位置付ける。また、導管事業者がガス小売事業者に対してガスの供給支障に関する情報をホームページ等を通じて適時に提供することを、「望ましい行為」と位置付ける。
ii)原因が不明な供給支障へ の適切な対応	原因が不明なガスの供給支障への対応について、ガス小売事業者が 供給支障の状況に応じて適切な助言 (ガスメーターの操作方法の案 内等)を行うとともに、それでも解決しない場合には導管事業者やガス工事店に対して連絡を取る必要があることから、 適切な連絡先を紹介すること を、「望ましい行為」と位置付ける。

5. 契約の解除手続の適正化 (1)需要家からの契約解除時の手続①

項目	規定の概要
i) 本人確認を行わないこと	ガス小売事業者が契約解除の申込を受けた際には、これが小売供 給契約の相手方からの申込であることを適切な方法により本人確 認すべきであり、これを怠った結果、需要家本人の意に沿わない解除 手続を行うことを、全てのガス小売事業者にとってガス事業法上「問 題となる行為」と位置づける。
ii)解除に速やかに対応しないこと	需要家の意に反した過度な「引き留め営業」が行われないよう、契約解除の申込を受けたガス小売事業者が解除に正当な理由なく速やかに応じないことを「問題となる行為」と位置づける。

5. 契約の解除手続の適正化

(1)需要家からの契約解除時の手続②

項目	規定の概要
(※)需要家からのクーリ ング・オフについての適 切な対応	(訪問販売又は電話勧誘販売の方法で締結された自由料金によるガスの小売供給契約がクーリング・オフの対象とされた場合を想定) クーリング・オフにより需要家に対するガスの供給に支障が生じることがあってはならないとの観点から、以下の対応を怠ることを「問題となる行為」と位置づける。・ガス小売事業者は、クーリング・オフがあったとしても直ちに供給停止(閉栓)をせず、一般ガス導管事業者に対して、クーリング・オフを理由とすることを明示の上、託送供給契約の解除を行う。・一般ガス導管事業者は、需要家が無契約であることを理由に供給停止をする際には、5日程度前の供給停止予告通知や、他のガス小売事業者と契約するか、最終保障供給・経過措置約款を申し込む方法があることの説明を行う。

5. 契約の解除手続の適正化 (2)ガス小売事業者からの契約解除時の手続①

項目	規定の概要
○問題となる行為(小売供給契約を解除する場合)	ガス小売事業者が需要家の料金未払や自身の倒産等を理由に小売供給契約を解除する場合において、以下の措置をとらないことを「問題となる行為」と位置付ける。 ① 小売供給契約の解除を行う15日程度前及び5日程度前に、需要家に対して解除日を明示して解除予告通知を行う。 ② 解除予告通知の際、「解除後に無契約となった場合にはガスの供給が止まること、一般ガス導管事業者による最終保障供給(経過措置料金規制を課される旧一般ガス事業者にあっては経過措置約款に基づく供給)を申込むという方法があること。」を説明する(説明の方法は、①訪問、②電話、③郵便等による書面送付、④電子メールの送信などが適当。)。 ③ 小売供給契約の解除に伴う託送供給契約の解除を行う10日程度前までに、ガス小売事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示した上で、一般ガス導管事業者に対して託送供給契約の解除の連絡を行う。 ④ ガス小売事業者が小売供給停止(閉栓)をした場合には、速やかに一般ガス導管事業者に対して小売供給停止の通知を行う。

- 5. 契約の解除手続の適正化
 - (2) ガス小売事業者からの契約解除時の手続②
 - (3) ガス小売事業者による供給停止時の手続

項目	規定の概要
○問題となる行為(小売供給契約を解除する場合)(続き)	※需要家が需要場所から移転し、ガスを使用していないことが明らかな場合には上記の措置をとらなくとも問題とならない。 ※旧簡易ガス事業について、改正法施行後はガス小売事業と整理され、最終保障供給や託送供給が義務付けられないため、当該事業を行う範囲において旧簡易ガス事業者は、最終保障供給の説明や託送供給契約の解除の連絡は不要
(3)問題となる行為(小売供給契約を解除せず供給停止を行う場合)	ガス小売事業者が(需要家の料金未払等を理由に)小売供給 契約を解除せず、ガスの小売供給停止を行う場合において、以下 の措置をとらないことを「問題となる行為」と位置付ける。 ① 小売供給の停止を行う15日程度前及び5日程度前に、需 要家に対して停止日を明示して小売供給停止事前通知を行う。 ② 小売供給停止(閉栓)後速やかに、一般ガス導管事業者に 対して小売供給停止の通知を行う。

5. 契約の解除手続の適正化 (4)ガス導管事業者からの託送供給契約解除時の手続

項目	規定の概要
○問題となる行為	ガス小売事業者が事実上事業継続が困難になった等の場合に、 <u>ガ</u> ス導管事業者が託送供給契約を解除する場合において、以下の措置をとらないことを「問題となる行為」と位置付ける。 ① 託送供給契約の解除を理由にガスの供給停止を行う1ヶ月程度前、15日程度前及び5日程度前に、需要家に対して停止日を明示して供給停止事前通知を行う。 ② 上記①の通知の際、「他のガス小売事業者と契約するか、一般ガス導管事業者による最終保障供給(経過措置料金規制を課される旧一般ガス事業者にあっては経過措置約款に基づく供給)を申込むという方法があること。」を説明する(説明の方法は、①訪問、②電話、③郵便等による書面送付、④電子メールの送信などが適当。)。

【参考:供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

	項目	規定の概要
1	供給条件の説明	供給条件の説明義務に関して、説明の方法や説明すべき事項(原則的事項/一部省略が認められる場合)等について法令の規定を解説する。
2	契約締結前の書面交付義務	契約締結前の交付書面において記載すべき事項、交付義務の例外、 電磁的方法を利用する方法等について法令の規定を解説する。
3	契約締結後の書面交付義務	契約締結後の交付書面において記載すべき事項、交付義務の例外、電磁的方法を利用する方法等について法令の規定を解説する。